

事務名	公衆浴場営業許可（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第 3 条第 2 項第 1 号に該当しない施設）
根拠法令	公衆浴場法第 2 条第 1 項

業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。